

商 品 名 ( 愛 称 )	当 金 庫 住 宅 ロ ー ン
------------------	-----------------

ご 利 用 い た だ け る 方	・当金庫の会員となれる方。						
	・当金庫営業地区内に居住する給与所得者または自営業者で次に該当する方。						
	(1) 年齢が満20歳以上70歳以下で最終期限が満80歳に達した年の12月31日までに到来する方。						
	(2) 給与所得者については、勤続年数2年以上（ただし、法人役員の場合は3年以上）勤務している方。						
	自営業者については、営業年数3年以上の方。						
	(3) 安定継続した年収が250万円以上の方。						
	(4) 年収に応じた年間返済比率が次の範囲の方。						
	①給与所得者の方（法人の代表者除く）						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 収</th> <th style="text-align: center;">年間返済比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250万円以上500万円未満</td> <td style="text-align: center;">35%以内</td> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td style="text-align: center;">40%以内</td> </tr> </tbody> </table>	年 収	年間返済比率	250万円以上500万円未満	35%以内	500万円以上	40%以内
	年 収	年間返済比率					
250万円以上500万円未満	35%以内						
500万円以上	40%以内						
②自営業者の方							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 収</th> <th style="text-align: center;">年間返済比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250万円以上500万円未満</td> <td style="text-align: center;">30%以内</td> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td style="text-align: center;">35%以内</td> </tr> </tbody> </table>	年 収	年間返済比率	250万円以上500万円未満	30%以内	500万円以上	35%以内	
年 収	年間返済比率						
250万円以上500万円未満	30%以内						
500万円以上	35%以内						
③法人の代表者の方							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 収</th> <th style="text-align: center;">年間返済比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250万円以上500万円未満</td> <td style="text-align: center;">25%以内</td> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td style="text-align: center;">30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	年 収	年間返済比率	250万円以上500万円未満	25%以内	500万円以上	30%以内	
年 収	年間返済比率						
250万円以上500万円未満	25%以内						
500万円以上	30%以内						
申込人と同居する配偶者・親・子・兄弟姉妹・嫁婿および配偶者の親のうち1名に限り所得を合算することができます。							
お 使 い み ち	・申込人またはその家族（子供・両親）が居住することを目的とした住宅資金およびそれに伴う必要資金。						
	(1) 住宅の購入（中古住宅を含む）						
	(2) 住宅の新築						
	(3) 住宅のリフォーム（増改築および修繕、改装）						
	ただし、申込人またはその配偶者・親族・配偶者の親族のいずれかが所有する住宅。						
	(4) 土地の購入						
(5) 住宅資金に伴う必要資金							
消費税、火災保険料、登記費用、不動産仲介手数料等の諸費用、外構、車庫等のエクステリア費用、家具、家電、インテリア用品、その他住宅機器購入資金及び付帯工事、造園、引越費用。							
ご 融 資 限 度 額	・1債務者5,000万円以内 貸出金額は50万円以上1万円単位。						
	(1) 住宅購入および住宅新築・土地購入						
ご 融 資 限 度 額	原則、購入・新築価格の80%以内						
	(2) リフォーム						

ご 融 資 限 度 額	<p>原則、所要金額の80%以内かつ1,000万円以内。</p> <p>(3) 肩代わり融資</p> <p>残債金額の範囲内とします。</p>
ご 利 用 期 間	<p>(1) 木造等・・・35年以内（新築年月日から起算）</p> <p>(2) 上記住宅取得にかかる土地購入部分・・・50年以内。（土地取得日から起算）</p> <p>(3) マンション・・・30年以内（新築年月日から起算）</p> <p>(4) リフォーム・・・木造等 25年以内 マンション 20年以内</p> <p>(5) 土地のみ購入・・・25年以内（元金据置可）</p>
ご 融 資 利 率	<p>・当金庫所定の利率を適用させていただきます。（団体信用生命保険料を含む）</p> <p>(1) 固定金利型および変動金利型とし、どちらかを選ぶことができます。</p> <p>(2) 変動金利の基準金利は、「短期金利連動型住宅ローン基準金利」および「長期プライムレート連動型住宅ローン基準金利」となります。</p> <p>(3) 上乗せ金利の適用</p> <p>次に該当する場合は、通常の貸出金利にそれぞれ当金庫の定める利率を上乗せした金利を適用させていただきます。</p> <p>①所要金額の80%を超える貸出のうち、自己資金が所要金額の20%相当額未満の方に対して貸出を行う場合。</p> <p>②貸出期間が35年を超える貸出を行う場合。</p> <p>(4) 時期・回数を問わず、固定金利・変動金利間の双方変更を行うことができます。</p>
ご 返 済 方 法	<p>(1) 毎月の元利均等返済、または元金均等返済のどちらかを選ぶことができます。</p> <p>ただし、いずれも貸出金額の50%を上限として年2回のボーナス返済併用もできます。</p> <p>(2) 一括返済</p> <p>①分割返済能力のある方を対象。（返済比率は35年の分割返済と仮定して算出）</p> <p>②一括返済は、貸出総額の50%以内かつ当該予定財源の50%以内。</p> <p>③返済財源が不動産（ローン対象物件を除く）、有価証券の売却代金である場合は、当該不動産・有価証券を担保とさせていただきます。</p> <p>④退職金を返済財源とする場合は、勤務先企業に退職金制度および退職金支給能力があり、貸出時点で推定可能な方に限ります。</p> <p>⑤貸出期間は、返済財源が不動産・有価証券の場合5年以内、退職金の場合10年以内。</p> <p>(3) 親子リレー返済</p> <p>最終返済時の年齢が80歳を超過する場合であっても、返済を継続する子供を連帯債務者とするにより、最長の貸出期間を選ぶことができます。</p> <p>ただし、連帯債務者は満20歳以上で安定継続した収入があり、かつ申込人と同居、または同居予定のある子供（相続権のある方）に限らせていただきます。</p> <p>(4) 条件変更等の取扱い</p> <p>住宅ローン返済期間中に、ライフサイクル、病気、事故、リストラ等による収入の減少等に応じて、毎月返済額およびボーナス返済額の減額、元金の据置および当金庫の規定等で定める貸出期間内で最終期限の延長を行うことができます。</p>
保 証 人 ・ 担 保	<p>・担保</p> <p>(1) 融資対象の土地・建物を担保として差し入れていただくことになります。</p> <p>(2) 担保権の種類は、普抵当権または根抵当権のどちらかを選ぶことができます。</p> <p>ただし、根抵当権は住宅ローン専用とします。</p> <p>(3) 担保権の順位は、第1順位とさせていただきます。</p>

保 証 人 ・ 担 保	<p>ただし、当庫が取扱店である住宅金融公庫については、先順位担保権を認めます。</p> <p>(4) 火災保険は住宅の時価相当額の保険に入ってください。</p> <p>保険金請求権に住宅の担保権と同順位の質権を設定させていただく場合があります。</p> <p>・保証人</p> <p>1名以上の連帯保証人を必要とします。(配偶者の方で可)</p> <p>担保提供者は、連帯保証人となっていただきます。</p>
手 数 料 等	<p>・融資事務手数料32,400円(消費税含む)を一括で当金庫へお支払いいただきます。</p> <p>・繰上返済・金利種類変更等には、手数料が必要です。(手数料一覧表を参照)</p>
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時~17時、電話:089-946-1203)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
そ の 他	<p>①本ローンは債務者を被保険者とし、保険契約者を信金中央金庫、幹事会社を明治安田生命保険相互(株)とする信用金庫団体信用生命保険付とします。ただし、加入は任意です。</p> <p>②連帯債務者がある場合は、被保険者は原則として債務者のいずれか1名となります。ただし、親子リレー返済利用時の被保険者は子供に限らせていただきます。</p> <p>③お申込に際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>また、現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。</p> <p>④当金庫の会員となれる方</p> <p>(1) 当金庫の地区内に住所または居所を有する方。</p> <p>(2) 当金庫の地区内において、勤労に従事する方。</p> <p>(3) 当金庫の地区内において、事業所を有する方。</p> <p>上記の条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となつていただかなくともご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。</p>